基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月十二日

名古屋市天白区道明町七一番地

株式会社丸越ホールディングス

代表取締役　野田　明孝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十七日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月十二日

高知県香美市土佐山田町宝町四丁目九一番四号

株式会社坂田信夫商店

代表取締役　坂田　悟郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十二日

横浜市金沢区鳥浜町一七番四

協和合金株式会社

代表取締役　高島　眞澄

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年十月十四日です。

平成二十八年九月十二日

長野県中野市大字若宮字一本木境五六四の三

中沢建設株式会社

代表取締役　丸山　隆英

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十二日

愛知県豊橋市下地町字柳目八番地

株式会社大仙

代表取締役　鈴木　健嗣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日に開催予定の第五十八回定時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で定款を変更して、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年十月三日です。

平成二十八年九月十二日

大阪市旭区高殿二丁目一一番二四号

株式会社阪村機械製作所

代表取締役　中野　孝之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十二日

大阪市西区新町一丁目一一番八号

株式会社大和

代表取締役　向井　勉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十二日

大阪市西区立売堀三丁目三番二号

森鋼管株式会社

代表取締役　森　俊弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十二日

兵庫県神戸市長田区御屋敷通五丁目一番一六号

株式会社マニックス

代表取締役　松田　幸治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小林英至が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号メトロシティ神谷町七階

Western Union Payment Services UK Limited

日本における代表者　小林　英至

限定承認公告

本籍北海道札幌市中央区北一条西二三丁目二九一番地、最後の住所札幌市豊平区平岸四条九丁目一一番二一号

被相続人　亡　木村　正信

右被相続人は平成二十八年六月二十七日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十二日

札幌市西区山の手一条六丁目一―二八―五―〇一

限定承認者　木村　麻美

限定承認公告

本籍石川県河北郡内灘町字大根布二丁目一四七番地、最後の住所石川県金沢市粟崎町ト五四番地

被相続人　亡　黒橋　晴男

右被相続人は平成二十八年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十八年九月一日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十二日

石川県金沢市粟崎町三丁目六七番地二

限定承認者　黒橋　愛子

石川県金沢市米泉町一丁目五番地三コンフォートアイリンA二号

右成年後見人　松村　義信

限定承認公告

本籍大分市角子原一丁目五四番地、最後の住所大分市角子原一丁目九番三二号

被相続人　亡　姫野　榮一

右被相続人は平成二十八年六月一日死亡し、その相続人は平成二十八年九月一日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十二日

大分市角子原一丁目九番三二号

相続財産管理人　姫野　智子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額四十億二千万円を十八億二千万円減少して二十二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十九日

掲載頁　一七〇頁（号外第一四四号）

平成二十八年九月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

堺築港八幡特定目的会社

取締役　三品　貴仙

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	下	終りから九	であった	であつた
〃	〃	〃六		
四	下		第九号	第七号

（原稿誤り）

平成二十八年七月十四日財務省・農林水産省・経済産業省告示第九号（株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件）

（原稿誤り）

一三　下　一三　下　終りから　九

〃　〃　〃　六

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十二日付第二〇一号六◉官報郵送料のお知らせ　八月分（四ページ●同日付政府調達第一七二号五六ページ月極一部当り）の郵送料二、〇一二円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）